

ヒアリング項目：旧姓使用の拡大

担当府省：総務省

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所
該当なし

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

- ① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。(後略)

ヒアリング項目： 旧姓使用の拡大

担当府省：総務省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	－	（28年度当初予算） －
2016	マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進	（29年度予算） 23,760
		（28年度補正予算） 9,378,763

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
137	Ⅲ 2 (2) ①	総務省	マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進	政府は、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創るための大きな目標である「希望出生率1.8」の実現に向け、「女性活躍」を中核と位置付け取り組むこととしている。そのため、女性の一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要であるとし、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするもの。	希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修等を行う。	－	9,378,763	23,760	－	・住民基本台帳法施行令等の改正を検討中 ・機構（個人番号カード企画官）として1人増

（注1）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

（注2）『女性活躍加速のための重点方針2016』（平成28年5月20日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注3）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）における記載内容である。